

(広報資料)

令和4年11月17日



京都市環境政策局
担当：循環型社会推進部資源循環推進課
電話：075-222-3946

令和5年4月からのプラスチック製品の分別回収の実施について

プラスチックによる海洋汚染、気候変動問題などの解決が世界的な課題となっている中、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行され、市町村に対し、家庭から排出されるプラスチック製品を分別回収、リサイクルすることが求められています。

また、本市においても「京・資源めぐるプラン」(京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030))の重点施策として、「徹底したプラスチックの資源循環」を掲げています。

このため、現在、燃やすごみとして排出されているプラスチック製品について、下記のとおり、令和5年4月から資源物として分別回収を実施しますので、お知らせします。

記

1 分別回収開始時期

令和5年4月3日(月)以降の各収集日から

2 分別回収方法

現在、燃やすごみとして排出されているプラスチック製品(プラスチック製の「容器」と「包装」以外のプラスチックごみ)を、資源ごみ用指定袋にプラスチック製の「容器」と「包装」と一緒に入れて資源ごみの収集場所へお出してください。

収集日は、週1回のプラスチック製の「容器」と「包装」と同じ日になります。

※ 民間業者が収集するマンションの場合は、無色透明又は白色透明の袋になります。ごみの出し方の詳細は、マンションの管理会社へお問い合わせください。

3 資源ごみとして分別回収するプラスチック製品

(1) 100%プラスチック素材を使用したもの

(例)



(2) 大部分がプラスチック素材であるもの

(例)



4 プラスチック製品として分別回収できないもの

以下のものは、プラスチック製品として分別回収できませんので、御注意ください。

- 収集やリサイクルの際に火災が発生するおそれがあるもの (ライターや電池・電気で動く製品など。電池を取り除いた場合も同様です。)
- 収集やリサイクルの際にケガをする危険性があるもの (刃物類など)
- リサイクル設備に影響を与えるもの
 - ・ ごみ袋が縛れない大きさのもの (目安として最長部が50cm以上のもの)
 - ・ 大きさにかかわらず、大型ごみとなる品目 (ポリタンク、クーラーボックス、衣装ケースなど)
 - ・ ひも状、シート状で長さが50cm以上のものなど
- 感染症などの危険性があるもの (在宅医療器具、マスク、一般用抗原検査キットなど)
- そのほか、リサイクルに支障があるもの
 - ・ 汚れがひどくて取れないもの (食品汚れや土砂汚れなどは軽く水洗いするなどして汚れを取り除いてください。)

(例)



※1 ライターはガスを使い切ったものは水に浸して「燃やすごみ」へ

※2 リサイクル設備に影響を与えるもの

※3 感染症など拡大防止のため

リチウムイオン電池が使われている製品（携帯扇風機、電子たばこ、ゲーム機、スマートフォンなど）は、特に火災の原因となりますので、資源ごみや燃やすごみでは絶対にお出しにならないようお願いします。

リチウムイオン電池が使われている製品の排出方法

- 製品の3辺が30cm×40cm×40cm以内の場合
 - 「小型家電」として
 - ①資源物回収拠点(回収ボックス)へ持ち込む。
 - ②移動式拠点回収へ持ち込む。
 - 製品の3辺が30cm×40cm×40cmを超える場合
 - ③大型ごみとして排出
- また、取り外し可能なリチウムイオン電池は、①資源物回収拠点(回収ボックス)、②移動式拠点回収、④(一社)JBRCの回収協力店舗へ持ち込んでください。

(参考HP)

①資源物回収拠点(回収ボックス)への持ち込み

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000182533.html>

②移動式拠点回収への持ち込み

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000269272.html>

③大型ごみとしての排出

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000001317.html>

④(一社)JBRCの回収協力店舗

https://www.jbrc.com/general/recycle_kensaku/

5 その他

分別回収したプラスチック製品は、現在のプラスチック製の「容器」と「包装」と同様に、再生プラスチックとして材料リサイクル又は化学工業の原料などとしてケミカルリサイクルされます。